

# 患者さんへの説明文

東京通信病院薬剤部では、東京通信病院倫理委員会の審査を受け、病院長承認のもと、下記の臨床研究を実施しています。本研究の対象者に該当する可能性のある方で、ご自身の情報を研究目的に利用または提供されることを希望されない場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

## 1 研究題名

電子処方箋の円滑な運用に向けた、有用性と課題の抽出とその評価

## 2 研究の目的

電子処方箋の運用にあたり、病院は患者さんが希望される紙の処方箋または電子処方箋を発行しますが、いずれの場合でも処方箋情報を電子処方箋管理サービスに登録します。処方箋を応需する保険薬局がその処方箋情報を利用することができ、調剤結果情報を電子処方箋管理サービスに登録します。病院は調剤結果情報を閲覧することができるようになります。

電子処方箋運用にあたって、有用性、及び課題を抽出・評価し、電子処方箋の円滑な運用、医療DX（Digital Transformation）の推進に寄与することを目的としています。

## 3 研究の対象

電子処方箋運用開始から2027年3月31日までに、電子処方箋管理サービスに登録が行われた処方箋情報

## 4 研究の方法

電子処方箋の導入は、〔運用①〕：病院は紙の処方箋（引換番号表示）のみ発行し、保険薬局は紙の処方箋で調剤し、引換番号を用いて電子処方箋管理サービスから処方データの取込を行い、調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録する、〔運用②〕：病院は患者さんが選択した電子処方箋または紙処方箋を発行し、保険薬局は発行形態に応じて処方箋を受け付け調剤し、電子処方箋管理サービスに調剤結果の登録を行う、（当院では患者さんが電子処方箋を選択した場合でも処方内容を記載した確認書を発行して保険薬局で確認できるよう安全に実施します）、という2段階で実施します。これら電子処方箋の導入において、以下の観察を行います。

1）病院での電子処方箋導入準備作業（薬品マスタ・用法マスタの登録、電子処方箋管理サービスとの接続）において、抽出された留意点を整理します。

2）院外処方箋の電子処方箋管理サービスへの送信開始(2025年1月17日)から2027年3月31日までに発行された院外処方箋を対象に、保険薬局から処方疑義照会があった処方箋について、当院における処方内容と保険薬局で取得する処方内容の整合性を調査します。

3）保険薬局が電子処方箋管理サービスに登録した調剤結果データを電子カルテで閲覧確認し、登録状況を確認します。

4) 処方時に、他施設で処方された処方との重複投薬チェックや相互作用チェックが実施されるため、これらのチェックが有用であった事例を確認します。

5) 電子処方箋の運用上の利点、不具合事例を含めた課題などを調査します。

これらにより、電子処方箋の仕様、運用上の改善点を検討します。

#### 【利用する情報】

東京通信病院電子カルテの処方箋情報

東京通信病院電子カルテで閲覧できる保険薬局が電子処方箋管理サービスに登録した調剤情報（患者さんが当院診療時にマイナ保険証で調剤情報の提供を同意した場合に限ります）

保険薬局からの処方箋疑義照会情報

#### 5 患者さん等の負担や危険性の有無

これまでの診療において記録された処方内容のデータ及び保険薬局における調剤情報を収集して行う研究です。特に患者さんに新たにご負担いただくことはありません。

#### 6 人権尊重について

研究で利用する情報から、患者さんを直接特定できる個人情報とは削除します。また、研究成果は学会等で発表を予定していますが、その際も患者さんを特定できる個人情報は利用しません。

研究にご協力いただけない場合のお申し出期限は、当該処方箋発行日から90日後までとさせていただきます。ご協力いただけない場合でも診療や処方箋の発行において、不利益につながることはありません。

#### 7 研究者の所属、氏名、連絡先等

東京通信病院 薬剤部 新田 茜

住所：東京都千代田区富士見2-14-23

電話：03-5214-7111

#### 8 備考

厚生労働省ホームページ 電子処方箋に関する国民の皆さま向けの情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen\\_kokumin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_kokumin.html)